

結城市生活応援お買い物券 Q&A 7月13日更新版

①対象者に関する質問

Q①-1. 誰がもらえますか？	A①-1. 令和8年1月1日時点で結城市の住民基本台帳に登録されている方が対象となります。 年齢・所得にかかわらず、対象となる方お一人につき5,000円分のお買い物券を配付します。
Q①-2. 赤ちゃんが令和8年1月1日直前・直後に生まれた場合はどうなりますか？	A①-2. 基準日は「令和8年1月1日現在」となります。 このため、令和8年1月1日に生まれた場合には対象となりますが、令和8年1月2日以降に生まれた場合には対象となりません。
Q①-3. 令和8年1月1日までに結城市へ引っ越してきた場合は対象ですか？	A①-3. 令和8年1月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されていれば対象となります。
Q①-4. 令和8年1月2日以降に結城市へ引っ越してきた場合は対象ですか？	A①-4. 令和8年1月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されていないので対象外となります。
Q①-5. 外国人も対象になりますか？	A①-5. 本市の住民基本台帳に登録されている外国人の方(中長期在留者、特別永住者など)は対象となります。
Q①-6. 施設に入所している家族も対象になりますか？	A①-6. 老人ホームや障害者施設、児童福祉施設などに入所していても、住民票が結城市にあり、令和8年1月1日時点で住民登録されていれば対象です。ただし、施設に住民票を移している場合は施設の方に郵送されます。

Q①-7. 令和 8 年 1 月1日以降に亡くなった家族がいる場合、その家族のお買い物券はどのようにになりますか？	A①-7. 令和 8 年 1 月 1 日に亡くなった方は対象外となります。令和 8 年 1 月 2 日以降に亡くなった方は対象となり、人数に含めて郵送されます。 なお、複数人世帯で世帯主の方が亡くなった場合、亡くなられた方の名義で郵送されます。(令和 8 年2月 2 日までに死亡届出を出された世帯については新しい世帯主の方宛てにお届けいたしますが、2 月 3 日以降に死亡届出を出された世帯については亡くなられた方の名義で郵送されます。) 単身世帯で亡くなられた方の相続人であれば所定の書類を提出いただくことで、結城市商工観光課窓口でお受け取りいただけます。 →A②-6参照
Q①-8. 1月2日以降に市外へ引っ越し、住民票を他市町村に移しました。その場合は対象ですか？	A①-8. 令和8年1月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されている方は対象となります。 転送手続きが間に合わなかった場合などは個別にご対応いたしますので、コールセンターへお問合せください。 →A②-6参照 なお、引っ越した方が旧住所において世帯主ではない場合、旧住所地の世帯主宛に郵送されます。例として、基準日以降 4 人家族のうち世帯主以外の1名のみ引越した場合、その1名分も含めてもとの住所に郵送されます。
Q①-9. 住民票上は結城市民ですが、一時的に居住地は他市町村に居住しています。 その場合はお買い物券を受け取ることはできますか？	A①-9. 令和8年1月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されている方は対象となります。 ただし、お買い物券は令和 8 年1月1日現在の住民票上の住所に郵送されますので、郵便物の転送手続きによりご対応をお願いします。 転送手続きが間に合わなかった場合などは個別にご対応いたしますので、コールセンターへお問合せください。 →A②-6参照

Q①-10. 基準日前後の取り扱いがよく分からないので簡単に説明してもらえますか？	A①-10. 以下の表のとおりとなります。 対象・対象外の判断基準 ○対象/×対象外 <table><tr><th>事由 日付</th><th>12月31日</th><th>1月1日 (基準日)</th><th>1月2日</th></tr><tr><td>転入</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>出生</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>職権記載</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr><tr><td>転出</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr><tr><td>死亡</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr></table>	事由 日付	12月31日	1月1日 (基準日)	1月2日	転入	○	○	×	出生	○	○	×	職権記載	○	○	×	転出	×	×	○	死亡	×	×	○
事由 日付	12月31日	1月1日 (基準日)	1月2日																						
転入	○	○	×																						
出生	○	○	×																						
職権記載	○	○	×																						
転出	×	×	○																						
死亡	×	×	○																						
Q①-11. 令和8年 1 月2日以降離婚して、引っ越しましたが、その場合お買い物券は引っ越し後の住所で受け取れますか？	A①-11. 令和8年 1 月 1 日を基準とした住所及び世帯構成を元に送付しておりますので、令和8年 1 月 1 日時点の世帯主の方へ郵送されます。 恐れ入りますが、お買物券のお取り扱いにつきましては、資産分割等と同様に当事者間でのご対応をお願いいたします。																								
②配付・郵送方法に関する質問 7月13日更新																									
Q②-1. いつ、どのように配付されましたか？	A2-1. 令和8年4月に1回目、令和8年6月に2回目の配付を行いました。 「ゆうパック」にて世帯ごとに世帯主様宛に郵送しました。																								
Q②-2. うちにはまだ届かないです。不在連絡票も届いていないです。	A②-2. 配付対象者であるにも関わらず届いていない場合、コールセンターへお問合せください。 →A②-6参照																								

Q②-3. 入院や死亡その他事情により、本人の受け取りができないのですが、どうすればいいですか？	A②-3. 同じ世帯の方であれば、世帯主以外の方も受け取ることができます。 単身世帯の場合は、個別にご対応いたしますので、コールセンターへご連絡ください。 →A②-6参照
Q②-4. 世帯内で個別に分けてもらいたいです。	A②-4. 原則として、世帯主の方に、同一世帯員全員分をまとめてお渡しいたします。特段の事情がある場合は、コールセンターへご連絡ください。 →A②-6参照
Q2-5. 世帯人数と届いた数が違うのですが。	A②-5. 令和 8 年 1 月 1 日時点の世帯主の方に、同一世帯員全員分をまとめて郵送いたしますので、基準日以降に世帯内で一部に方に異動(転居、転出、死亡等)があった場合、届いた時点の世帯員数と数が違うことになります。
Q②-6. 不在・その他の事情で郵便を受け取れないまま保管期限が過ぎてしまい、差出元へ返還されました。 どのように受け取ればよいですか？	A②-6. 結城市役所 2階 商工観光課の窓口でお渡しできます。 <u>受取期間は 7月16日から8月31日まで(平日のみ。午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分)</u> です。必要書類や、対象者であるかの確認が必要のため、あらかじめ <u>コールセンター</u> へご連絡ください。 <u>電話番号 0120-188-134</u> <u>開設期間 令和8年8月31日まで (平日のみ。午前9時から午後5時まで)</u>
Q②-7. 窓口まで行くことができません。再度郵送してほしいです。	A②-7. 再度の郵送はできかねます。
Q②-8. 窓口受取りに必要な書類はどこで入手できますか？	A②-8. 市ホームページでダウンロード、または市商工観光課窓口で入手できます。
Q②-9. 窓口受取りに必要な本人確認書類とは何ですか？	A②-9. ・マイナンバーカード、運転免許証、旅券(パスポート)(住所の記載のないものを除く。)等のいずれか 1 点 ・上記の書類がない場合は、療育手帳、健康保険の資格確認書、各種年金証書(手帳) 等のいずれか 2 点

③お買い物券の使用に関する質問

Q③-1. お買い物券はいつからいつまで使えますか？	A③-1. 令和8年4月 1 日から令和8年8月 31 日の期間でご使用いただけます。
Q③-2. お買い物券はどこで使えますか？	A③-2. お買い物券取扱店に登録された市内の各事業所でお使いいただけます。 取扱店舗には、店頭に「取扱店舗ポスター」が掲示されております。（のぼり旗はございません。） 詳しくはお買い物券に同封されている対象店舗一覧をご確認ください。 また、同封の対象店舗一覧は令和8年 2 月 5 日時点のもので、最新の対象店舗は市HPよりご確認ください。
Q③-3. お買い物券が使えないものはありますか？	A③-3. 以下のことには使用できません。 ・税金のお支払い ・借入している品代のお支払い ・現金との引換 ・商品券、プリペイドカード、切手、官製はがき、印紙、たばこの購入
Q③-4. お買い物券を使ったときにお釣りは出ますか？	A③-4. お釣りは出ませんのでご注意ください。

④事業者向け Q&A

Q④-1. 使われたお買い物券の換金はどうやって行いますか？	A④-1. 使われたお買い物券と換金請求書にてお手続きいただきますが、詳しくは結城商工会議所にお問い合わせください。
Q④-2. 店側が負担する費用はありますか？	A④-2. 換金手数料や、お買い物券取扱店として参加する際の手数料等はありません。換金の際、一定の金額以上は振込となりますが、その際の振込手数料はお店側のご負担となります。
Q④-3. お買い物券取扱店として参加したい。	A④-3. 結城市商工観光課にて参加登録手続きを行います。詳しくは市ホームページをご確認ください。